

令和 7 年度実施 板倉町職員採用試験募集要項

新卒者等／社会人経験者

随 時 採 用

即時採用有り（採用日は相談の上、決定します）

町では、一般事務職（土木技術員、建築技術員、社会福祉士、デジタル人材）、保育士を次のとおり募集します。応募者は、各募集職種、受験資格等を確認のうえ申込みをしてください。採用日については、ご相談のうえ決定します。相談の結果、即時採用となる場合もあります。

1. 採用職種、受験資格、採用予定人数

◇新卒者等採用◇

採用職種	受験資格
一般事務職 （社会福祉士）	平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかを卒業又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人で、社会福祉士資格を有している人又は令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの人。
一般事務職 （土木技術員）	平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかにおいて土木系の専門課程を履修し、卒業又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人。
一般事務職 （建築技術員）	平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかにおいて建築系の専門課程を履修し、卒業又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人。
保育士	平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれ、高等学校、短期大学、大学のいずれかを卒業又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人で、保育士資格を有している人又は令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの人。

※ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法第 16 条に該当する人

◇社会人経験者採用◇

採用職種	受験資格
一般事務職 (社会福祉士)	昭和５５年４月２日から平成７年４月１日までに生まれ、社会福祉士資格を有しており、申し込み時点で、民間企業や官公庁等において、正規職員として就業していた職務経験の期間（６月以上継続して就業した期間のみ通算）が５年以上ある人。
一般事務職 (土木技術員)	昭和５５年４月２日から平成７年４月１日までに生まれ、土木施工管理技士、土木施工管理技士補のいずれかの資格を有している、または、申し込み時点で、民間企業や官公庁等において、正規職員としての職務経験（土木関係の設計または施工管理などの実務経験）の期間（６月以上継続して就業した期間のみ通算）が５年以上ある人。
一般事務職 (建築技術員)	昭和５５年４月２日から平成７年４月１日までに生まれ、一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士、建築施工管理技士補のいずれかの資格を有している、または、申し込み時点で、民間企業や官公庁等において、正規職員としての職務経験（建築関係の設計または施工管理などの実務経験）の期間（６月以上継続して就業した期間のみ通算）が５年以上ある人。
一般事務職 (デジタル人材)	昭和５５年４月２日から平成７年４月１日までに生まれ、申し込み時点で、民間企業や官公庁等において、正規職員としての職務経験（ICT・デジタル関係等）の期間（６月以上継続して就業した期間のみ通算）が５年以上ある人。
保育士	昭和５５年４月２日から平成７年４月１日までに生まれ、保育士資格を有しており、申し込み時点で、民間保育所や公立保育園等において、保育士としての職務経験の期間（６月以上継続して就業した期間のみ通算）が５年以上ある人。

※いずれの職種も高等学校卒業以上の学歴を有すること。

※休業等（病気休暇、育児休業等）の期間が１か月以上ある場合は、その期間は、職務経験に含めることはできません。

※板倉町または板倉町教育委員会において、会計年度任用職員として就業していた期間が申し込み時点で３年以上勤務経験がある場合、上記の職務経験の条件を満たすこととします。

※ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法第１６条に該当する人

２．採用予定人数

「新卒者等採用」と「社会人経験者採用」を合わせて５名程度を予定しています。

3. 申込手続、受付

(1) 申込手続

・次の2次元コードまたはURLから申し込みフォームにアクセスし、必要事項を入力し、申し込んでください。申し込みフォームへは町ホームページからもアクセスできます。 ・申し込みの際は、この募集要項と申し込みフォームに記載されている確認事項をよく読み、入力内容に不足、誤りが無いよう注意してください。 ・申し込み後、登録いただいたメールアドレスに案内を送付します。 ・メールは迷惑メールボックスなどに届いている場合がありますので、よく確認してください。		
U R L 二次元コード	https://logoform.jp/f/DxhUb	

(2) 受付期間及び時間

令和7年10月20日(月)から令和7年11月5日(水)午後5時15分まで

※期間を過ぎての申込みは受付られません。

4. 試験方法、試験日時、試験会場

試験方法(職種共通)	試験日時及び試験会場
◆第一次試験 ・口述試験	◆ 試験日時 令和7年11月16日(日) ◆ 会場 板倉町役場 ※詳細については、申し込み完了後に電子メールにてご案内します。
◆第二次試験 ・SPI3試験 (性格検査と能力検査)	◆ 試験日時 第一次試験合格者へご案内します。 ◆ 会場 町が指定する全国のテストセンター等の中から予約し、受検してください。 ※詳細については、第一次試験の合格者へメールにてご案内します。
◆第三次試験 ・作文試験 ・口述試験	◆ 試験日時 令和7年12月中旬予定 ◆ 会場 板倉町役場 ※詳細については、第二次試験の合格者へメールにてご案内します。

5. 合否通知

第一次試験及び第二次試験における合否の結果は、申込時に登録いただいたメールアドレスに送付します。第三次試験における合否の結果は、受験者宛ての親展の郵送文書で通知します。電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

6. 勤務条件

(1) 初任給

板倉町職員の給与に関する条例により、給料のほか各種手当が支給されます。初任給は、採用時の最終学歴、年齢及び経験年数により決定しますが、標準的な現行の初任給月額はおおりのとおりです。

大学卒業者の初任給月額	220,000円
短期大学卒業者の初任給月額	204,400円
高等学校卒業者の初任給月額	188,000円

大学を卒業後、民間企業や官公庁等において、正規職員としての職務経験が5年ある場合の初任給月額	247,400円
高等学校を卒業後、民間企業や官公庁等において、正規職員としての職務経験が5年ある場合の初任給月額	220,000円

大学を卒業後、民間企業や官公庁等において、正規職員としての職務経験が10年ある場合の初任給月額	民間企業の場合	269,300円
	官公庁の場合	277,400円
高等学校を卒業後、民間企業や官公庁等において、正規職員としての職務経験が10年ある場合の初任給月額	民間企業の場合	236,000円
	官公庁の場合	247,400円

※令和7年4月1日現在の額です。給与改定によって変わることもあります。

※大学院を卒業した人または採用される以前に職歴のある人の初任給は、一定の基準により増額されます。上記月額は一例です。

(2) 賞与（期末手当・勤勉手当）

基本給のほかに年間、給料月額×4.6の賞与が支給されます。

(3) その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当及び時間外勤務手当などが、それぞれの基準によって支給されます。

(4) 健康保険

群馬県市町村職員共済組合に加入します。

(5) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分までです。（7時間45分勤務）
ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(6) 休日

土・日曜日（週休2日制）、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）です。
ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(7) 休暇

年次有給休暇は、基本的に1年度につき20日で、20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。また、このほかに夏季休暇、健康休暇、産前・産後休暇、介護休暇等の特別休暇や育児休業制度等があります。

(8) 福利厚生

定期健康診断、人間ドック、保養事業等の制度があります。

7. 採用予定日

合格者と相談のうえ決定いたします。

8. その他

受験資格がないこと又は職員採用試験申し込みの際の記載事項が正しくないことが明らかになった場合には、採用内定を取り消すことがあります。

採用内定後、初任給の決定のため、卒業証明書、職務経験を証明する書類等を提出いただきます。提出できない場合は、採用内定を取り消すことがあります。

9. 応募についてのお問い合わせ

板倉町役場 総務課 秘書人事係

電話：0276-82-1111(内線202) / 0276-82-6121(直通)

E-Mail：k-hisyo@town.gunma-itakura.lg.jp